

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第四部 労働組合と政治・社会運動

II 社会運動の動向

2 公害反対運動

2 公害裁判闘争

各地の大気汚染公害裁判闘争の進展

公害補償法改悪反対闘争の一つの基軸をなす千葉川鉄、西淀川、川崎、倉敷をはじめとする大気汚染公害裁判闘争は、長いたたかひを経て、八六年は大きな展開をみせた。

一九八六年七月一七日、神戸地裁は国道四三号線・阪神高速道路公害裁判の判決を言渡し、騒音と二酸化窒素の差止め請求を却下したものの、沿道被害住民の騒音・振動・排ガス等による被害にたいする損害賠償として総額約一億五〇〇〇万円の支払いを命じた。また、同年八月五日には、大阪府岬町にある関西電力多余川火力発電所の排煙による付近住民の被害について、大阪高裁で和解が成立し、関西電力は被害者に五〇〇〇万円を支払うことで結着をみた。

一九七四年の提訴以来一二年にわたってたたかわれてきた千葉川鉄公害訴訟は、ようやく結審、判決の見通しとなり、裁判闘争の結審・勝利をめざして、「あおぞら裁判の結審と勝利をめざす緊急集会」が共闘会議(県教組、高教組、県職など)の主催で一二月九日におこなわれた。

名古屋新幹線公害反対闘争

一九八五年四月一二日の名古屋高再裁判決を契機として、名古屋新幹線公害反対闘争は全面解決闘争に入った。

八五年五月二三日から、原告団、弁護団と国鉄との交渉が開始され(この交渉は新名古屋テーブルとよばれた)、同年一二月まで月一回のペースで計六回の交渉がおこなわれた。この間、国鉄総裁の更迭といった事態もあったが、東京では一〇月二三日に「名古屋新幹線公害闘争勝利総決起集会」(東京支援連絡会主催、東交会館ホール)が開かれるなどして、名古屋新幹線公害問題について全面解決をはかるたたかひを強力に支援することが決議された。

一九八六年一月からは被害者側、国鉄の和解交渉に入り、三月二六日、和解交渉が妥結し、四月二八日に双方による和解協定書の調印がおこなわれた。

協定の内容と課題

住民側と国鉄とがかかわした協定書の内容(要旨)は、つぎのとおりである。

(1)発生源対策

国鉄は発生源における対策により騒音振動を軽減させる。とくに、当面騒音については 昭和六四年度末までに七五ホン以下にするよう最大限の努力をする。

(2)賠償

国鉄は原告住民らにたいし、総額四億八〇〇〇万円を支払う。

(3)その他

[1]ラムダ型防音壁設置等を昭和六一年度までに実施する。

[2]障害防止対策(移転補償、家屋内防音工、防振工)の見直し、改善。

[3]高架周辺の短期的・長期的環境整備。

[4]騒音、振動を現状以上に悪化させないこと。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
